

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成１８年度実績）

施設名	宇都宮市文化会館		
所在地	宇都宮市明保野町7番66号		
根拠条例等	宇都宮市文化会館条例(昭和53年12月22日条例第38号)		
設置年月日	昭和55年 4月 7日		
設置目的・ 業務内容	設置目的	宇都宮市文化会館は、宇都宮市文化会館条例(昭和53年12月22日条例第38号)に定める施設として、芸術文化の振興及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	
	業務内容	・ 芸術文化の振興及び市民福祉の増進に関する業務 ・ 施設の運営に関する業務 ・ 施設の利用許可及び制限に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務 ・ その他の業務	
開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	毎月第1及び第3月曜日、12月29日から翌年1月3日まで (臨時に休館することもあります。) ※国民の祝日に関する法律に規定する休日が第1及び第3月曜日に当たるときは翌日		
現在の指定管理者		財団法人宇都宮市文化会館管理公社	
収支概要(千円)	委託料等(市支出総額)		382, 647
	利用料金収入		82, 736
利用者数(延人数)		551, 062人	
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階		
敷地面積(㎡)	33, 102㎡		
延床面積(㎡)	16, 978㎡		

主な施設内容	施設名	定員(人)	面積(㎡)
	大ホール	2,000 人	
	小ホール	500 人	
	展示室		431 ㎡(延壁面長 164m)
	第1会議室	100 人	135 ㎡
	第2会議室	60 人	90 ㎡
	第3会議室	30 人	54 ㎡
	第4会議室	18 人	54 ㎡
	和室(第1, 第2:茶室兼用)		各 15 畳
	研修室	45 人	95 ㎡
	第1練習室(音楽練習用)		190 ㎡
	第2練習室(演劇・舞踊練習用)		198 ㎡
その他 特記事項	指定管理者は、独自に施設を利用した自主事業を行うことができる。自主事業を実施する際、得られた収入は指定管理者の収入となる。ただし、事業実施に係る利用料金や目的外使用料、その他の経費は指定管理者の負担となる。 自主事業を実施する際は、予め宇都宮市と協議する。 【指定管理者が独自に行うことができる業務】 ・ 自主事業(鑑賞事業, 教育普及事業) ・ 物販事業(チケット販売, 自動販売機の設置等) ・ その他の事業(地域や文化団体と連携した事業等)		